

2007年4月6日



ジュリアン・ロバーツ
プログラム・オフィサー
国際自然保護連合(IUCN)グローバル・マリーン・プログラム
スイス

ジュリアン・ローバーツ様

FoE Japanは、ロシア・サハリンに近接する日本の市民団体として、サハリン石油・天然ガス開発の環境問題に10年近く取り組んでいます。近々ロシア・サンクトペテルブルグでニシコククジラ・アドバイザリー・パネル(WGWAP)の会合が開催されるにあたって、GWAPの今後の活動がニシコククジラではない別の絶滅危惧種に深刻な影響を与えることを防ぐための対策を講じる上で、我々が持つ深刻な懸念に対し、GWAPが十分な関心を払うよう求めます。我々はGWAPの主催者であるIUCNに、この問題に対して、パネルのメンバーに情報提供し、協議した上で、イニシアティブをとって取り組んでもらいたいと考えています。

**IUCN がピルトゥン湾の海洋パイプラインルート変更を勧告したことによる結果
(添付資料参照)**

我々はIUCNがニシコククジラ保護のためにこのプロセスに関与していることを歓迎しています。しかし、生態系という観点から他の種のバランスのとれた調査やレビューをしないまま、個別種のためのレビューの結果から必要とされる環境対策を決定するというアプローチには疑問を呈して来ました。我々は特にオオワシなど絶滅危惧種の渡り鳥や(北海道とサハリンを)回遊する海生哺乳類など、日本に関連する種について懸念してきました。

IUCNの主催で実施されたニシコククジラの独立専門家レビューパネル(ISRP)の報告書の勧告に基づいて、サハリンエナジー(SEIC)は2005年3月に海底パイプラインをピルトゥン湾から南に移動することを決定しました。この変更ルートは希少な鳥類の生息地が存在することで知られるチャイボ湾に上陸するものでした。SEICはこれらの鳥類に対する影響緩和策を講じましたが、このようなSEICの決定や影響評価、緩和策の設置にあたっては、専門性をもち、懸念を上げてきた日本の専門家との協議や関与は一切ありませんでした。

SEIC が講じた主な緩和策のひとつが「レッドデータブックに記載されている鳥類の繁殖に使われている脆弱な湿地を避けるために工事は冬期に行なわれる」というものでした。しかし昨年、我々は「技術および業務上の理由」から SEIC が絶滅危惧種や希少な鳥類の営巣・繁殖期である 6 月か 7 月まで建設工事を継続したことを知りました。添付資料をご覧になれば分かるように、2006 年 8 月に日本の野生生物研究者がチャイボ湾周辺で査察を実施し、SEIC が緩和策を適切に実施していない例や緩和策が機能していない例を記録しています。これらは希少な鳥類の繁殖地に深刻な影響を与えました。

これは、SEIC が自ら公約した緩和策の実施に失敗した結果ではありますが、別の絶滅危惧種の運命に十分な注意を払わなかった IUCN のニシコククジラのパネルのレビューと勧告の結果とも言えます。

IUCN は個別種対応を続け、さらなる影響を別の絶滅危惧種に与えようとしている

最近、IUCN は「ニシコククジラの保護に関連し、SEIC の油防除・流出対応策に関する問題を WGWAP として提起するために能力を追加する必要性」を発表しました。これは、パネルの個別種アプローチがまたしても別の絶滅危惧種に負の影響を及ぼす可能性を示唆しています。

まず最初に WGWAP は、ニシコククジラを保護するためにパイプラインルートが変更されたことにより、油流出のリスクは鳥類の重要な生息地であるチャイボ湾周辺のほうが高いことを忘れてはいけません。これは以下の表記から明らかです。

「代替案 1 (変更ルート) はニシコククジラにとってもっとも安全といえる。特に油やガスの流出は、ピルトゥン湾の餌場周辺やラグーンから最も離れた場所で起きることになるであろう。代替案 1 のデメリットは、ルートの距離が長いこと、油漏れやパイプラインの破損が起きる可能性が高いということだろう。」

さらに、油防除・流出対応計画を講じる際には、単に個別種ではなく、生態系全体の観点をもって検討しなければなりません。IUCN のパネルが SEIC の油流出対応計画をニシコククジラを保護するためだけに評価することは、危険であるし、国際的に認められている生態系保護の観点から逸脱したものとと言えます。こうしたアプローチはニシコククジラ以外の生物に予期しない負の影響をもた

らすでしょう。

我々は3月30日付けでサンクトペテルブルグの議事進行のコピーを受け取りました。しかし、その中には上記の問題が話し合われる時間は取られていませんでした。パネルによる予期しない二次的な被害を防ぐために、我々はIUCNに対し、次のことを求めます。

1. APの業務事項(TOR) 4(d)記載されているように、IUCNとパネルは上記に記したような他の主要な生物相を組織的かつ継続的に検討・勧告対象に含めるよう、パネルのキャパシティを増大すること
2. WGAPの勧告が別の生物相に追加的な影響をもたらす可能性が明らかな場合、IUCNとパネルは責任をもって状況を緩和・修復するために行動すること
3. IUCNとパネルがSEICの油流出対応計画を評価する場合、包括的な生態系という観点並びに地域的な観点を必ず含めること。これを実現するために、IUCNとパネルはSEICの油流出対応計画のドラフトが一般公開されるよう積極的な役割を果たし、特に油流出によって多大な被害を受ける地域の科学者、研究者、一般市民からの意見や情報を求めること

* 2006年8月「日本の野生生物研究者による現地査察レポート」
<http://www.foejapan.org/en/aid/jbic02/sakhalin/061023.html>

* WGAPについてはこちらから
<http://www.iucn.org/themes/marine/sakhalin/WGWAP.htm>